



届出等による医療について

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行い、所定の診療報酬を算定しています。

特掲診療料

別添1の「第9」の1の(2)のアに規定する在宅療養支援診療所
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

在宅時医学総合管理料の注14(施設入居時等医学総合管理料の
注5の規定により準用する場合を含む。)に規定する基準

在宅がん医療総合診療料

下肢創傷処置管理料

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

在宅データ提出加算